

商品概要説明書

「年金定期積金」

(2023 年 4 月 3 日現在)

1. 商品名 (愛 称)	○定期積金（定額式） (愛称：年金定期積金)
2. 販売対象	○当 J A で年金をお受取頂いている個人の方（新規に年金をお受取頂く方を含む）
3. 販売期間	○2023 年 4 月 3 日（月）～2023 年 9 月 29 日（金）
4. 期 間	○1 2 か月以上 6 0 か月以内
5. 払 込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	○契約期間内で掛金を分割して払い込みいただきます。 ○掛込周期は 1 か月、2 か月のいずれかとします。 ○1 回あたり 1, 0 0 0 円以上 ○1 円単位
6. 払戻方法	○約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に給付契約額を一括してお支払いします。
7. 給付補填金 (1) 適用利率 (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の 入手方法	○契約時の店頭表示利回りに 0. 0 8 % を上乗せした金利を満期日まで適用します。 ○満期日以降に一括して支払います。 ○計算単位を 1 円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。 ○2 0. 3 1 5 %（国税 1 5. 3 1 5 %、地方税 5 %）※ の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ○金利は店頭備え付けの金利表示ボードにてご確認ください、窓口へお問い合わせください。
8. 手数料	_____
9. 付加できる 特約事項	○払込みは、年金振込口座からの自動振替とします。 ○「総合口座」の担保に組み入れることができます。 (貸越利率は、担保定期積金の約定利回りに 0. 7 % を上乗せした利率です。)
10. 中途解約時の 取扱い	○約定満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛金残高相当額とともに支払います。 ○払込みがされないまま満期日を経過し解約する場合も、中途解約と同じ取扱いになります。
11. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該積金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1, 000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）またはリスク管理課（電話：054-288-8416）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記 J A リスク管理部または J A バンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。）
13. その他参考となる事項	○取扱期間内でも、諸事情により条件の変更または商品の販売を終了させていただきます。 ○払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ○掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ○満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ○自動振替による払込時に振替口座が貸越状態となる場合は、払込を行いません。（なお、別途「依頼書」の提示により払込を可能とします。） ○増額月を設定した場合、増額月の払込日を過ぎた日を設定することはできません。 ○期間の途中で年金のお受取が中止等になった場合、満期日以降、同商品の契約はできません。

※ 詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 静岡市